

第64回埼玉県国土利用計画審議会議事録

埼玉県国土利用計画審議会規則第7条第2項の規定に基づき、
署名押印する。

埼玉県国土利用計画審議会会長 浅枝 隆 

(署名委員)

埼玉県国土利用計画審議会委員 金子 弥生 

埼玉県国土利用計画審議会委員 瀬戸 真弓 

会 議 の 概 要

1 会議の日時及び場所

平成27年11月30日（月） 午前10時00分から午前11時00分まで
埼玉県県民健康センター 1階 大会議室B

2 委員の出欠状況

別紙1のとおり

3 出席職員

別紙2のとおり

4 議事内容及び審議結果

(1) 埼玉県土地利用基本計画の変更（案）について（諮問）

知事から諮問のあった埼玉県土地利用基本計画の変更（案）（彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業の工事完了に伴う寄居森林地域の縮小）について報告を受け、質疑を行った結果、原案どおり承認する答申を行った。

(2) 国土利用計画（全国計画）について（報告）

平成27年8月に閣議決定された「国土利用計画（全国計画）」について報告を受け、質疑を行った。

5 議事の経過

別紙3のとおり

第 6 4 回 埼玉県国土利用計画審議会委員の出欠状況

	氏 名	現 職	専門分野等	出欠
1	秋田 典子	千葉大学大学院園芸学研究科准教授	都市計画	出席
2	◎浅枝 隆	埼玉大学大学院理工学研究科教授	環境全般	出席
3	石井 平夫	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
4	○石井 依子	株式会社関田不動産鑑定事務所代表取締役	土地問題	出席
5	石崎 涼子	独立行政法人森林総合研究所主任研究員	森 林	欠席
6	稲垣 景子	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院特別研究教員	防 災	欠席
7	金子 弥生	東京農工大学大学院農学研究院准教授	自然環境	出席
8	神尾 高善	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
9	木下 高志	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
10	沢田 力	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
11	瀬戸 眞弓	日本工業大学生活環境デザイン学科教授	社会福祉	出席
12	立石 泰広	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
13	永瀬 隆弘	埼玉県農業会議副会長	農 業	出席
14	並木 正年	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
15	柳下 礼子	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
16	山根 史子	埼玉県議会議員	地方行財政	出席

※ 五十音順。敬称略。

◎は会長、○は会長代理

委員 16 名中、出席委員 14 名、欠席委員 2 名

第64回埼玉県国土利用計画審議会 出席職員名簿

所 属	職 名	氏 名
企画財政部	地域政策局長	土 田 保 浩
企画財政部 土地水政策課	課 長	勝 村 直 久
農林部 農業政策課	課 長	山 崎 達 也
農林部 森づくり課	課 長	橋 本 栄
都市整備部 都市計画課	課 長	吉 岡 博 之

○司会（森土地水政策課副課長） おはようございます。ただいまから第64回埼玉県国土利用計画審議会を開会いたします。

私は、本日進行役を務めます県土地水政策課の森孝でございます。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。委員総数16名中出席委員は14名でございます。過半数の委員が出席しております。

したがいまして、審議会規則第5条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしております。

次に、資料の確認をさせていただきます。初めに、事前に配付させていただきました資料でございますが、本日の次第、委員会名簿。

諮問事項の資料といたしまして、資料1、参考資料1—1、同じく1—2でございます。

報告事項の資料といたしまして、資料2、参考資料2—1、同じく2—2。

最後に、その他の資料といたしまして、参考資料3—1、参考資料3—2でございます。

また、本日配付させていただきました資料といたしまして、座席表と埼玉県土地利用基本計画を配付させていただきました。不足がございましたらお知らせください。——よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、県地域政策局長の土田よりご挨拶申し上げます。

○土田地域政策局長 おはようございます。ただいま御紹介がありました地域政策局長の土田でございます。

本日は、御多用の中、委員の皆様には第64回埼玉県国土利用計画審議会に御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、日頃より、県政全般にわたりまして、御指導、御鞭撻をいただいていることにつきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本日は、諮問事項といたしまして、埼玉県土地利用基本計画変更（案）の御審議をお願いしたいと存じます。

本件は、彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業の造成工事が完了したことに伴いまして、寄居町の森林地域の縮小について御審議をいただくものでございます。

また、この後に、報告事項といたしまして、今年8月に国が策定しました国土利用計画（全国計画）でございますけれども、これにつきまして、その内容を報告させていただきたいと存じます。

以上、簡単でございますけれども、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は何とぞよろしくお願いいたします。

○司会　　続きまして、委員の皆様を御紹介申し上げます。恐縮ですが、五十音順にて御紹介させていただきます。

まず、浅枝隆会長です。

○浅枝会長　　浅枝でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○司会　　秋田典子委員です。

○秋田委員　　秋田でございます。よろしくお願い致します。

○司会　　石井平夫委員です。

○石井（平）委員　　石井です。よろしくお願い致します。

○司会　　石井依子委員です。

○石井（依）委員　　石井でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○司会　　金子弥生委員です。

○金子委員　　金子です。よろしくお願い致します。

○司会　　神尾高善委員です。

○神尾委員　　神尾です。どうぞよろしくお願い致します。

○司会　　木下高志委員です。

○木下委員　　木下です。どうぞよろしくお願い致します。

○司会　　沢田力委員です。

○沢田委員 沢田です。よろしくお願ひします。

○司会 瀬戸眞弓委員です。

○瀬戸委員 瀬戸でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会 立石泰広委員です。

○立石委員 立石です。よろしくお願ひいたします。

○司会 永瀬隆弘委員です。

○永瀬委員 永瀬でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会 並木正年委員です。

○並木委員 よろしくお願ひします。並木です。

○司会 柳下礼子委員です。

○柳下委員 柳下礼子です。よろしくお願ひいたします。

○司会 山根史子委員です。

○山根委員 山根史子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 なお、石崎委員、稲垣委員におかれましては、本日、所用のため欠席でございます。続きまして、出席しております県職員を紹介いたします。地域政策局長の土田保浩でございます。

○土田地域政策局長 よろしくお願ひいたします。

○司会 土地水政策課長の勝村直久でございます。

○勝村土地水政策課長　　よろしくお願ひいたします。

○司会　　土地水政策課主幹の武田敦弘でございます。

○武田土地水政策課主幹　　よろしくお願ひします。

○司会　　資源循環推進課主幹の熊井秀和でございます。

○熊井資源循環推進課主幹　　熊井でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○司会　　森づくり課長の橋本栄でございます。

○橋本森づくり課長　　よろしくお願ひいたします。

○司会　　農業政策課長の山崎達也でございます。

○山崎農業政策課長　　よろしくお願ひいたします。

○司会　　都市計画課長の吉岡博之でございます。

○吉岡都市計画課長　　よろしくお願ひいたします。

○司会　　以上でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。会議の進行は、審議会規則第5条第1項の規定に基づき、浅枝会長にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

○議長（浅枝会長）　　当審議会の会長を仰せつかっております浅枝と申します。どうぞよろしくお願ひします。

今年から新しくご就任いただきました委員の方もいらっしゃいますので、自己紹介も兼ねてご挨拶申し上げたいと思います。

私、専門は水環境です。ですから、川とか湖とか、場合によったら湿地とかを専門に研究しております。

私、勤務先は埼玉大学ですので、さいたま市の桜区なのですけれども、住んで

いるところが三郷です。時々行田市とか熊谷市とか、そういったところにも出かけております。

ということで、埼玉県の中は、かなりいろいろなところをしばしば見させていたいただいているということで、いろいろな意味で、私自身も興味がある部分でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、お手元の議事次第に従ひまして、議事を進めさせていただきます。

まず、議事に入ります前に、議事録に署名をお願ひする委員でございますが、審議会規則第7条第2項の規定により、私から指名させていただくことにします。今回は、金子委員、瀬戸委員にお願ひしたいと思ひますが、よろしゅうございませぬ。――よろしくお願ひします。

それでは、進めたいと思ひますが、次に、本日の会議の議題は議事次第にありますとおり、諮問事項1件及び報告事項1件でございます。審議会規則第6条の規定によりまして、公開といたしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○司会 傍聴を希望されている方は2名おります。

○議長 それでは、入場していただいでください。

(傍聴者入場)

それでは、諮問事項、埼玉県土地利用基本計画の変更(案)につきまして、審議を行いたいと思ひます。まず、事務局から説明をお願ひします。

○勝村土地水政策課長 土地水政策課長の勝村でございます。「埼玉県土地利用基本計画の変更(案)」について、御説明申し上げます。

はじめに、埼玉県土地利用基本計画について、説明をさせていただきます。参考資料1―1を御覧ください。

埼玉県土地利用基本計画は、国土利用計画法の規定に基づき、国土利用計画の全国計画及び埼玉県計画を基本として策定したものでございます。

なお、現在の埼玉県土地利用基本計画は、平成25年2月に策定しております。

土地利用基本計画の役割でございますが、大きく3つございます。

1つ目が、「行政内部の総合調整機能」でございます。都市計画法や農振法、森林法などに基づく計画の上位計画として、土地利用の基本方向を定めるとともに、それぞれの計画に位置づけられた区域や地域が重複した場合の優先順位を定めております。

2つ目が、「土地取引における直接的な規制の基準」でございます。一定面積以上の土地の取引につきましては、国土利用計画法により届出が義務付けられておりますが、土地利用基本計画に適合しないような場合には、土地利用の目的を変更するよう勧告することができます。

3つ目が、「開発行為における間接的な規制の基準」でございます。開発行為については、都市計画法や農振法等の個別規制法が直接的な規制の基準となりますが、上位計画であります土地利用基本計画にも適合することが必要となるものでございます。

次に、土地利用基本計画の構成でございますが、「計画書」と「計画図」に分かれております。「計画書」につきましては、大きく3つの項目を定めております。

1つ目が、「土地利用の基本方向」でございます。県土利用の基本方向と地域別の土地利用の基本方向を定めております。

2つ目が、「土地利用の調整」でございます。県土に都市地域、農業地域など、5つの地域区分を設定し、それぞれの地域区分の土地利用の原則を定めております。地域区分については、重複してございますので、どちらを優先して取り扱うかという土地利用に関する調整指導方針も定めております。

3つ目が、「土地利用基本計画の管理」でございます。土地利用基本計画の総合調整機能を発揮させるための推進体制や、土地利用基本計画を適宜点検し、必要な見直しを行うことを定めております。

「計画図」につきましては、5万分の1の地形図に都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域の範囲を表示したものでございます。それぞれの地域の考え方につきましては、資料記載のとおりでございます。

なお、お手元に、埼玉県土地利用基本計画を配付させていただきました。中をみていただければ図面と計画書という構成になっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、諮問事項でございます。「埼玉県土地利用基本計画の変更（案）」について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料1を御覧ください。1枚おめくりいただきまして、1ペ

ージ目を御覧いただきたいと存じます。

「1 変更の内容」でございますが、埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入地内の19.2ヘクタールの森林地域を縮小するものでございます。

次に、「2 変更の理由」でございますが、この地域は、寄居町三ヶ山の埼玉県環境整備センター内の彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業における森林部分の造成工事が完了し、森林としての利用、保全を図る必要がなくなったためでございます。

次に、「3 開発事業の概要」でございますが、事業主体は埼玉県、事業面積は42.2ヘクタールでございます。事業期間は平成22年度から平成26年度まででございます。

次に、「4 五地域区分の面積」でございますが、今回の変更により、上から3つ目の森林地域が19ヘクタール縮小し、変更後の計画面積は12万1,241ヘクタールとなっております。

なお、この表につきましては、ヘクタール単位で表示させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。赤色で囲った部分が対象地域でございます。ホンダ寄居工場に隣接した場所でございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。変更する区域の拡大図でございます。上が変更前、下が変更後でございます。

緑色が森林地域、黄色の部分は森林地域でない部分でございます。変更前の森林地域でない部分、これは川とか沢の部分でございます。変更後の森林地域でない部分は、変更前の川、沢の部分に加えまして、今回の造成工事により森林地域でなくなった部分を加えたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。こちらが土地利用基本計画図の該当部分でございます。赤色で囲った区域が対象地域でございます。右上に小さくてちょっと恐縮ですが、凡例がございますとおり、ピンク色で縁取られた部分は、都市地域のその他都市計画区域における用途地域で、緑色の斜線部分は森林地域の地域森林計画対象民有林でございます。

現在は、都市地域と森林地域が重複して指定しておりますが、今回の変更により森林地域を縮小するものでございます。

続いて、5ページを御覧ください。今年8月に撮影した航空写真でございます。赤色で囲まれた部分が今回の事業区域で、黄色で囲まれた部分が森林地域でなくなる部分でございます。

次に、6ページを御覧ください。土地利用基本計画の変更を行う場合、国土利

用計画法の規定により、市町村長の意見を聞くこととなっております。今回、寄居町長からの意見はございませんでした。

続いて、こちらのパンフレットになりますが、参考資料1—2を御覧ください。

裏表紙になりますが、埼玉県環境整備センターの構内図でございます。埼玉県では、県内の市町村や中小企業などの廃棄物を適正に処分するため、寄居町に広域埋立処分場、埼玉県環境整備センターを設置し、運営しております。敷地内には、廃棄物の適正処理とリサイクルの一層の促進を図るため、先端技術を有する民間リサイクル施設を集積した彩の国資源循環工場を整備しております。

また、埋め立てが完了した処分場の跡地には、緑地公園やメガソーラーを整備しております。

図の右側のエリアが敷地面積97.7ヘクタールの第Ⅰ期事業区域でございます。昭和60年に建設に着手し、平成18年に全面オープンとなっております。

現在までに約160万トンの埋立事業を実施するとともに、8社のリサイクル関連企業が操業しております。

図の左側のエリアが敷地面積42.2ヘクタールの第Ⅱ期事業区域でございます。平成22年度に建設に着手し、平成26年度までに造成工事が完了しております。

現在までに、1社のリサイクル関連企業と3社の製造企業が操業しております。

最後に、国土利用計画審議会に諮問する時期について、御説明させていただきます。

土地利用基本計画の森林地域の縮小につきましては、国土交通省の運用指針により、森林の開発行為完了後に行う取り扱いとなっております。

これは、森林地域における開発行為については、直接的には森林法による手続の中で審議されることから、土地利用基本計画では、森林地域としてふさわしくなくなった時点で指定から解除するのが適当であるということ。

また、森林の開発許可後に転売等の不適正な土地取引が行われないようにするためには、開発行為の完了を確認するまで森林地域の縮小を行わないことが適当であるということによるものでございます。

そのため、今回の森林地域の縮小につきましても、造成工事完了後に諮問させていただきますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上で、「埼玉県土地利用基本計画の変更（案）」についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長　　どうもありがとうございました。

ただいま事務局から御説明のありました「埼玉県土地利用基本計画の変更

(案)」について、御意見、御質問などございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞ。

○柳下委員 何点か質問したいと思ひます。

最初に、寄居の資源循環工場の埋め立てを行つてゐるわけですが、この見通しについてはどうなるのかということです。それから、埋め立てた後にメガソーラーとかをつくつていくということですが、余り重たい建物とかをその上に置くと、いろいろな形でこれから問題も出てくるかと思ひますが、今後の見通しについて、あわせてお示ししたいと思ひます。

2点目として、寄居町の町長さんからは、この問題について意見がないというようなことが資料としても出てゐるわけですが、この地域では、住民の方たちが変なものが入らないかということで監視活動をしたり、寄居町の最終処分場ができるときにもずっと管理をしていくというようなことで、やはり住民との関係を大事にしていくことが必要かと思ひます。その点では、森林が減ることについては、木が1本でも立っていたら、そこは守つていくという立場だと思ひますけれども、そのあたりのところは、森林保全との関係ではどうなのでしょう。

以上、2点です。よろしくお願ひします。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、事務局から御説明をお願ひしたいと思ひます。

○熊井資源循環推進課主幹 資源循環推進課より申し上げます。

まず、1点目の埋め立ての見通しでございますが、この寄居にあります環境整備センターは、全体で271万トンのごみを埋め立てる収容能力をもつております。現在、約160万トンほど埋まつておりますので、埋立率としますと60%ぐらい。残り110万トンぐらい埋め立てられるのですが、昨今、ごみの埋立量というのは年間4万トンぐらいのペースで入つておりますので、これからまだ30年ぐらいは埋め立てできるのではないかという見通しを立てております。

また、埋め立てた後の跡地利用につきましては、地元も含めた検討委員会等で跡地の利用を決めております。現在、緑地公園や、太陽光発電するメガソーラーを跡地利用しておりますが、真下には埋め立てたごみが入つており、表土2メートルほどが現場から出た残土で覆土しております。したがひまして、杭を打つことや、地下に影響があるような跡地利用というのはなかなか難しいのかなと考へ

ております。

2点目の住民との関係、森林保全等についてですが、この事業につきましては、昭和の時代から地元と合意を図ってきておりまして、地元では、埋め立ての最終処分場だけではなくて、地元にも雇用の創出だったり、活性化に寄与するようなものということで、工業団地の強い要望がございまして、今のような形になっております。

したがいまして、森林につきましては、極力残していくことで考えてはおりますけれども、開発で森林が減少してしまうというのは地元の方も含めて合意しているところでございます。

以上です。

○議長 柳下委員、どうぞ。――はい。

○柳下委員 ありがとうございます。それで、今、お答えの中で住民との関係で地元の雇用、工業団地とのお答えがありましたけれども、ここにホンダの関連企業ができますよね。この点での地元雇用等は実際はどうなっているのでしょうか。今後の見通しも含めてお示しいただきたいと思います。

○議長 続いてお願いします。

○熊井資源循環推進課主幹 資源循環推進課から申し上げます。

今、寄居にあります資源循環工場、第Ⅰ期事業、第Ⅱ期事業の企業合わせて全体で500名弱の雇用が図られております。そのうち、半分の250名弱ぐらいが地元寄居町、それと小川町の雇用になっております。

企業の立地につきましては、立地事業者検討委員会という地元の方を含めた検討委員会で立地を決定しておりますが、地元雇用というのは最優先の条件になっておりまして、基本的には地元雇用をする企業が立地していただいている状況になっております。したがいまして、見通しとしましては、まだこれから立地される企業等もございまして、地元雇用を最優先に考えて立地していただく企業を誘致したいと考えております。

○議長 どうぞ。――はい。

○柳下委員 ありがとうございます。それでは、最後に、資料1の5ページ

の航空写真のところに、彩の国資源循環工場第Ⅱ期工事というのが赤い線でありまして、そして、寄居森林地域の縮小ということでありまして、真ん中の建物がホンダ系の会社だと思えるのですけれども、どんなものを製造しているのかということと、一番右にある2番目ぐらいの大きさの建物と、その下の小さな建物については、これからどんなものができてくるのかということについて、説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○熊井資源循環推進課主幹　　続いて、資源循環推進課からお答えします。

5ページにあります航空写真のちょうど真ん中にある大きな建物でございますが、こちらの建物は、車の内装等の物資をここで組み立てをしてホンダ寄居工場に搬出する企業の建物でございます。

右側にあります2番目に大きい建物でございますが、こちらも同様に車の部品をここで製造して、ホンダ寄居工場に納めている企業でございます。

また、その建物の下に小さな建物がございますが、こちらは再資源化施設の会社でございます。寄居のホンダ工場から出てくる鉄くずを集めて、ここで固めて搬出しやすいような状態にして、再利用を図る業務を行っている企業でございます。

以上でございます。

○議長　　よろしいですか。――どうもありがとうございます。

こういった埋立地等で、恐らく地元の方等も森林が減るとか自然が減るとかそういったことを懸念されている部分があるかと思うのです。ただ、跡地にまた自然を再生するというのも可能ですし、特に地元の方もそうですし、恐らく工業団地の方というのは、こういったことに非常に積極的に参加されますので、ぜひそういった形で自然地を再生していくとか、そういったことを埋め立ての後で考えていただけるといいかなと思います。そうすると、場合によったら前よりもっといい自然ができることもありますし、ぜひいろいろ検討をいただければと思います。――どうぞ。

○金子委員　　私は、野生鳥獣のほうの専門なのですが、東京で仕事をしております。たまたま調査地が日の出のごみ処分場の近くにあるものですから、よく話を聞くのですが、あちらのほうに先に埋め立てなどが終わって、いろいろ緑化とかをやっているところなのです。今回森林面積は半分ぐらいに減ってしま

うのですが、森林の端の林縁と呼ばれる部分がかえって増えるので、そういうところを好む在来種の鳥獣などがいますので、そういう新たな森林群集が現れる可能性もあって、今後モニタリングとかを続けていかれたほうが良いと思うのと、日の出のほうでは、そういうちょっと半分人工的な環境を好む外来生物、特に特定外来生物、アライグマが20頭以上監視カメラに映ったとか、あとガビチョウですとか、そういう要注意のものがたくさん増えているという話を聞きますので、やはりモニタリングの中でそういう自然環境にとってちょっと不適切なものがかえって増殖する可能性もありますので、モニタリングはちょっと続けていただいたほうが良いのではないかと思います。

○議長　私もそれは非常に必要かなと思っています。どうでしょうか。

○熊井資源循環推進課主幹　資源循環推進課からお答えします。

モニタリング等の環境影響調査については、毎年、専門のコンサルタントに委託してやっております、我々職員も月に1回、そういった調査に立ち会って、いろいろ調査をし続けております。今後も続けてまいります。

○議長　金子委員、よろしゅうございますか。

○金子委員　はい。

○議長　どうぞ。

○秋田委員　このたびから委員になりました千葉大学の秋田と申します。埼玉県のアセスの委員もさせていただいております。

3ページ目のその他地域というものが五地域区分のどれに含まれるのか、都市地域に含まれているとは思うのですが、その他地域の位置づけが良くわからなかったもので、教えていただきたい。

1ページ目を見ると、森林が19ヘクタール減ることで、全体として五地域の合計は減るが、県土面積は当然減らない。このことから、県土面積のかなりの部分が重複しているということがわかります。ここの用途地域は工業専用地域ということで、いつ頃工業専用地域になったのかということと、その他地域の五地域区分の位置付けについて教えていただければと思います。

○議長　　よろしく申し上げます。

○武田土地水政策課主幹　　お答えいたします。

まず、その他地域が何なのかということですが、森林地域に含まれない沢とか川の部分に当たる土地のことです。要は森林地域になっていない部分をその他地域としました。用途地域でいえば、工業専用地域の色が塗られているという整理をしております。

○秋田委員　　五地域でいうと、何に当たるのですか。

○武田土地水政策課主幹　　都市地域のその他都市計画区域における用途地域になります。

○秋田委員　　1 ページ目の五地域区分の中では、このその他というところは都市地域に含まれていたということですよ。

○武田土地水政策課主幹　　はい。

○秋田委員　　重複していたので、これが19ヘクタール増えるわけではなく。

○武田土地水政策課主幹　　はい。

○議長　　あと、いつごろ設定されたのか。

○吉岡都市計画課長　　都市計画課でございます。

何月何日までの詳しい資料は持っておりませんが、平成15年度と把握しております。

○秋田委員　　比較的最近ですね。ありがとうございます。

○議長　　よろしゅうございますか。

○秋田委員　　はい。

○議長　ありがとうございます。
その他、ございますでしょうか。――よろしいですか。

（「なし」の声あり）

他に御意見、御質問等ございませんようですので、質疑は終了いたしたいと思
います。

それでは、審議会の答申を決定するに当たりまして、採決を行いたいと思
います。

知事から諮問のありました埼玉県土地利用基本計画の変更（案）につきまして、
御異議ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議ないようでございますので、諮問事項につきましては、適当である旨の
答申をいたしたいと思います。

答申に付すべき御意見等ございましたら、御発言お願いしたいと思
います。――よろしいですか。

（「なし」の声あり）

ただいまも、いつくか御意見をいただいておりますので、そういったところは議
事録として残るかと思
います。

続きまして、報告事項、「国土利用計画（全国計画）について」、事務局から御
説明お願いしたいと思
います。

○武田土地水政策課主幹　土地水政策課主幹の武田でございます。

それでは、報告事項の「国土利用計画（全国計画）」について、御説明申し上
げます。

恐れ入りますが、最初に使いました参考資料1―1の上段部分を御覧いただき
たいと思
います。

国土利用計画は、国土利用計画法に基づいて策定される計画で、国土の利用に
関して、他の法律等に基づき策定される計画の基本となるものでござ
います。

国土利用計画の体系は、全国計画、都道府県計画、市町村計画の3つに分かれ

ており、都道府県計画は全国計画を、市町村計画は都道府県計画を基本とすることと定められています。

このうち、国が定めます全国計画が今年の8月に第5次計画として改定されております。

全文を参考資料2―1として配付しておりますが、本日は、カラー刷りの資料2、「国土利用計画（全国計画）【概要】」に基づき、その内容について御説明いたします。

資料2を御覧いただきたいと思います。資料には書いておりませんが、改定の経緯について触れさせていただきます。

平成26年7月に国土交通省が策定した「国土のグランドデザイン2050」がございまして、その中で、現行の国土形成計画（全国計画・広域地方計画）の見直しに着手することが明記されております。

これに伴い、国土形成計画と一体となって作成している国土利用計画についても改定することとなったものでございます。

それでは、資料2に入りたいと思います。

まず、「1. 国土利用をめぐる基本的条件の変化」として、大きなポイントを3つ挙げてございます。

1つ目は、本格的な人口減少社会における国土の適切な管理のあり方を構築する必要性、2つ目は、持続可能で豊かな生活基盤として、自然が持つ多様な機能を活用する必要性、3つ目は、巨大災害等に対応するため、安全を優先的に考慮する国土利用へ転換する必要性を挙げています。

続いて、「2. 国土利用の基本方針」として、計画では、先ほど申し上げた変化に対応するため、「国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用」を目指すものとしています。

そのため、第1に、適切な国土管理を実現する国土利用、第2に、自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用、第3に、安全・安心を実現する国土利用として、複合的に施策を進め、国土の選択的利用の推進を掲げています。

続いて、右下の「3. 国土の利用区分ごとの規模の目標」を御覧ください。国土利用計画（全国計画）では、国土を利用形態別に7地目に区分し、利用区分別の面積目標を定めております。

ここでは、規模の大きい3地目について御説明いたします。

なお、計画では基準年を平成24年、目標年を平成37年としております。

まず、農地については、これまで減少傾向にございましたが、食料の安定供給

の観点からも一定の面積を確保する必要があるということから、荒廃農地の発生抑制や荒廃農地から再生等を図ることとし、平成37年の目標面積を15万ヘクタール減の440万ヘクタールとしています。

森林については、近年、横ばい傾向にございました。今後も国土の保全や水源の涵養に重要な役割を果たすことにより、一定量の森林面積を確保していく必要があるとして、平成37年に平成24年と同規模の2,510万ヘクタールを維持することを目標としております。

住宅地については、人口減少、世帯当たり人員の減少から1住宅当たりの床面積の減少などの動向に加え、コンパクトシティの推進により、都市機能や居住を集約していくこと、また空き家等の既存住宅のストックを有効に活用することなどの施策面での努力により、平成37年の住宅面積は、平成24年と同等の116万ヘクタールとすることを目標としています。

最後に、「4. 必要な措置の概要」になります。今、御説明しました「国土の利用区分ごとの規模の目標」を達成するための必要な措置として、土地利用基本計画の活用による土地利用の総合調整、所有者の把握が難しい土地の増加防止と円滑な利活用、都市の未利用地や空き家等の有効活用、災害リスクの高い地域の把握、公表、規制区域の指定促進、地籍調査の計画的な実施などを講じることとしております。

以上が、国土利用計画（全国計画）の概要となります。

なお、埼玉県国土利用計画でございますが、参考資料2-2、冊子のものでございますが、お配りしております。

現行の計画は平成22年12月に策定したもので、目標年次は平成32年となっております。

今年度、県計画が基本とする全国計画が改定されましたことから、今後、県計画の改定の必要性について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、「国土利用計画（全国計画）について」、報告を終わらせていただきます。

○議長　　どうもありがとうございました。

ただいま事務局から御説明がありました「国土利用計画（全国計画）」について、御意見、御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。どうぞ。

○柳下委員　　国土の利用区分ごとの規模の目標ということで、農地が平成24年度から平成37年度に向けて15万ヘクタールの減という算定なのですが、こ

の農地が減るということについて、どのように考えているのかということと、15万ヘクタールの算出根拠はどういうものか聞かせてほしいと思います。

特に、農地の多面的機能という点では、水田の保水能力とか都市近郊農業が埼玉県などでは大変盛んなわけですがけれども、やはり農家の方たちが無償の国土の管理人と私は考えておりますので、そういった方たちがきちっと農業がやっているようにということで、どのようなお考えをもっておられるのかということです。

それから、2点目として、国土の選択的な利用のところで、中山間地の新たな用途を見出すということでもありますけれども、どのようなことを考えていらっしゃるのかということについて御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長　　よろしく申し上げます。

○武田土地水政策課主幹　　お答え申し上げます。

まず、農地が減るということで表現しましたが、現計画の農地の予測推移をみますと、平成16年に策定した平成29年の目標は、480万ヘクタールから458万ヘクタールぐらいに減っているということで、やや勢いよく減ることになっています。ただ、今回の計画は、先ほども説明しましたが、食料の安定供給の観点とか、荒廃農地の発生抑制とか、いろいろ考えまして、減るトレンドを少し急激に落とさず、少し保とうという形で策定されております。

数字については、国のほうが策定しておりますが、これまでのトレンドと、今後の農業施策という観点で数字をはじめております。これが15万ヘクタール減という結果となっております。減る勢いを少し和らげているという視点が加わっております。

次に、中山間地域の土地利用になりますが、中山間地につきましては、地域を担う人々がいなくなるという非常に難しい問題があります。そのため地域を担う人をまずつくるということが大事になります。また、中山間地に住む人々の生活を維持させることも大事になります。このことは、国土利用計画の中でコンパクトシティをつくって、いろいろなものを集約して利便性を上げる。さらに、コンパクトシティ同志をきちんと結びつけるようなネットワークを組む。それを理念的に示しております。

以上です。

○議長　　どうぞ。

○柳下委員　　中山間地のコンパクトシティをつくって連携するというのは、具体的に今、そういった事例というものはあるのでしょうか。それで、全国的にもかなり人口が減ってしまうということで、空き家になったところに、小さな村で2世帯ぐらいを、若い人たちを呼び込むとか、いろいろなことが努力されておりますけれども、埼玉県の場合も含めて、全国的にそういう事例があったらお示しいただきたいと思います。

○議長　　よろしく申し上げます。

○武田土地水政策課主幹　　お答えします。

コンパクトシティ、いろいろな概念がありますけれども、例えば、道の駅のようなところに、通常の道の駅の中身もありますが、そこに病院とかちょっとした日用製品が買えるような商店を集めて、小さな拠点、コンパクトシティを作るといのが四国地方にあると私は聞いております。

少しずつ集約して拠点性を高め、地域の人々がそこに行けば、生活に不便することがないようなシステムで、バス網の結節点なども設けるなどして、効果を上げているという事例を聞いております。

以上です。

○議長　　どうもありがとうございます。柳下委員、よろしいでしょうか。

○柳下委員　　はい。

○議長　　そのほかございますでしょうか。どうぞ。

○石井（平）委員　　2番の国土利用の基本方針の中の真ん中の部分ですけれども、ここにグリーンインフラ等の取り組みの推進とありますが、具体的にはどのようなものがあるのですか。グリーンインフラというと幅広いものがあるのかなと私は思うのですけれども、お伺いします。

○議長　　よろしく申し上げます。

○武田土地水政策課主幹　　お答えいたします。

グリーンインフラ、この全国計画で書きぶりがあるのは、公園等も含めて、都市に近い中で身近に接する自然ということで、グリーンインフラの形成ということが書かれております。

○議長　　ここに写真が載っております。渡良瀬遊水池。だから、これはある意味治水機能を兼ねた、治水というインフラなのだが、そこにいわゆる自然を再生しているというような形で、自然が非常に豊富なものだけれども、機能は別の機能を有している。そういった場所です。ですから、いわゆる今までのようにがちがちのものではなくて、自然を備えた形でインフラとしての機能を有している形のもの。

○石井（平）委員　　渡良瀬遊水池は、私はがちがちだと思うのですけれども（笑声）。自然を有していないと。

○議長　　ただ、今いろいろな形で、もとあった自然を復活させましょうというような運動が進んできています。

○石井（平）委員　　逆に水田の多面的機能というのは、私は自然だと思うのです。

○議長　　それもそうだと思います。ですから、そういったものも含めてグリーンインフラと捉えられたらいいのではないのでしょうか。事務局から何かいい例等ございますでしょうか。

○勝村土地水政策課長　　全国計画の本文、参考資料2—1では5ページの部分が該当するところになります。5ページの(イ)自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用というところの真ん中より下の部分はその記述になっておりまして、「自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取り組みを推進する」。幅広い考え方かなと捉えております。

○石井（平）委員　　もうちょっとわかりやすく言って。これではごまかされてしまうよ。

○議長　　どうもありがとうございます。

いわゆるもともとの自然を非常に生かした形、だから、自然を備えた形で、なおかついわゆるインフラとしての機能をそこにもたせましょうというような形のインフラ整備とお考えいただければいいかなと思います。ですから、この渡良瀬遊水池も今いわゆる湿地の再生が非常に盛んに取り組まれております。ですから、さまざまな絶滅危惧種とかをここにうまく残しましょうというような形でいろいろなことがやられています。なおかつこれは治水のための池というか、湿地だというインフラとしての側面も同時に備えているというわけです。

もっといいますと、先ほど生態系サービス、ここの2の下のほう、だいたい色の括弧の下の方に生態系サービスと書いてございますが、だから、例えばエコツーリズムとしての機能もありましょうし、場合によったら水質を保つとか、場合によったら、ここは余り関係ないですけども、ヒートアイランドを抑制したり、そういったいろいろな形の生態系がもっている機能をうまく活用していきましょうといった形のインフラ整備。ですから、今までとは少し違った視点でのインフラ整備とお考えいただければいいかなと思います。どうでしょう。どうぞ。

○秋田委員　　グリーンインフラというのは、欧米で検討が進んでいる考え方ですが、アメリカとイギリスではかなり考え方が違ってきます。アメリカの場合は、グレーインフラ、従来の道路だとかダムだとかの機能を有するものをもっと緑化するものとしてグリーンインフラの概念が使用されており、渡良瀬遊水池はアメリカ型に近いと思っています。

イギリス型は、今、石井委員がおっしゃったように農地だとか緑地だとか、そういうものをトータルでグリーンインフラと呼んでいるので、まだ定義が定まっていないと思われま。

私自身、ドイツから来た研究者に日本のグリーンインフラを見せてくださいと言われて、どこに行こうかとさんざん考えた結果、レイクタウンをご案内しました。レイクタウンの調整池は湖として位置づけられ、景観にも配慮している。あのようなものが日本型のグリーンインフラかなと考えております。

○議長　　どうもありがとうございました。

埼玉県の場合は、都市に近いということで、今、イギリス型、アメリカ型とおっしゃいましたけれども、恐らく両方に対してもこういった適地は非常に多い場所だと思うのです。ですから、そういう意味では、それがどういった定義かは別

として、これからいろいろ進めていける場所が多くなっていくのではないかと感じております。

よろしいですか。また、いつかの機会に詳しい中身等をお願いできればと思います。

そのほか何かございますでしょうか。どうぞ。

○吉岡都市計画課長 都市計画課でございます。

先ほどの資源循環工場の用途地域の決定の時期でございますけれども、平成15年度と申し上げまして、これは第Ⅰ期工事、いわゆる大きいほうのⅠ期工事は平成15年度でございました。今回のⅡ期工事の部分は、造成着手の直前の平成22年度、その部分は平成22年度ということで訂正させていただきます。大変失礼しました。

○議長 どうもありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。――よろしいですか。

(「なし」の声あり)

ほかに御意見、御質問等ございませんようですので、質疑は終了いたしたいと思っております。

以上で審議を終了させていただきたいと思っております。そのほか事務局から何かございますでしょうか。

○勝村土地水政策課長 特にございません。

○議長 それでは、以上で議長の職を解かせていただきたいと思います。ご協力どうもありがとうございました。

○司会 以上をもちまして、第64回埼玉県国土利用計画審議会を終了いたします。本日はまことにありがとうございました。

――了――